

令和 7 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社コーエーテクモホールディングス
 代表者名 代表取締役 社長執行役員CEO 鯉 沼 久 史
 (コード番号 3635 東証プライム)
 問合せ先 専務執行役員CFO 浅 野 健 二 郎
 (TEL 045-562-8111)

上場維持基準への適合に向けた計画（改善期間入り）について

当社は、2025年3月末時点において、プライム市場における上場維持基準に適合しない状態となりました。下記のとおり、上場維持基準への適合に向けた計画を作成しましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社の上場維持基準の適合状況、計画期間及び改善期間

当社の2025年3月末時点におけるプライム市場の上場維持基準への適合状況は、下表のとおりとなっており、流通株式比率については基準に適合しておりません。当社は、今回不適合となった流通株式比率を充たすために、上場維持基準への適合に向けた各種取組みを進めてまいります。なお、流通株式比率基準について、2026年3月末までの改善期間内に適合していることが確認できなかった場合には、東京証券取引所より監理銘柄（確認中）に指定されます。その後、当社が提出する2026年3月末時点の分布状況表に基づく東京証券取引所の審査の結果、流通株式比率基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定され、当社株式は2026年10月1日に上場廃止となる可能性があります。

		株主数 (人)	流通株式数 (単位) (※2)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式 比率 (%)
当社の 適合状況 (※1)	2025年3月末 時点	22,374	1,007,467	1,983	29.9
上場維持基準		800	20,000	100	35.0
計画期間 (改善期間)		—	—	—	2026年3月末まで

※1 当社の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

※2 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき1.3株、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 上場維持基準への適合に向けた取組みの基本方針

当社は「創造と貢献」の精神のもと、ビジョンとして掲げる「世界No.1のデジタルエンタテインメントカンパニー」を目指しております。日本を代表するグローバルな企業として、より高度なガバナンス体制の構築や厳しい上場基準の達成が求められるプライム市場の上場を維持することは、当社の更なる成長性と収益性の実現のために必要不可欠であり、上場維持によって、投資家の市場取引の機会の確保、ステークホルダーとの信頼関係の構築、ブランド力・商品力の強化など、当社の企業価値向上が見込めるものと考えております。

3. 上場維持基準に適合していない項目の課題と取組み内容

当社は、流通株式比率に関する上場維持基準の適合に向けた課題を流通株式数の増加と認識しており、取組内容として以下の一連のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）を実施いたしました。

<本スキーム>

- (1) 2021年12月2日開催の当社取締役会において、2024年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）（社債額面金額合計額460億円）の発行を決議し、発行しました。
- (2) 2021年12月2日開催の当社取締役会において、9,900,100株を上限とする自己株式の取得、及び9,900,000株を買付予定数上限とする自己株式の公開買付けを行うことを決議し、2021年12月8日から2022年1月6日を公開買付期間とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。
※当社の筆頭株主である株式会社光優ホールディングス（以下「光優ホールディングス」といいます。）及び第2位株主である環境科学株式会社（以下「環境科学」といいます。）との間で、それぞれ7,736,772株及び1,263,228株について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しており、本公開買付けは2022年1月6日をもって終了しております。本公開買付けによる買付け等を行った株券等の数、取得した自己株式の種類及び総数は、当社普通株式9,000,151株です。
- (3) (1)の転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金を、(2)の本公開買付けの買付資金に充当しました。
- (4) (1)で発行した転換社債型新株予約権付社債を所有する投資家が転換社債型新株予約権付社債の転換権を行使した場合には、当該投資家に対して当社が(2)の本公開買付けにより取得した当社普通株式を交付することとし、流通株式数の増加を図りました。

当社は、本スキームを通じて、流通株式比率に関する上場維持基準を充たすことを基本方針としておりました。しかしながら、当社株価が転換社債型新株予約権付社債の転換価額を下回って推移したことから、行使期間である2022年1月4日から2024年12月6日までに転換社債型新株予約権付社債の転換権は行使されませんでした。そのため、転換社債型新株予約権付社債は2024年12月20日に満期償還となり、本スキームによる流通株式比率の向上は達成できませんでした。

現在、当社は本スキームに代わる上場維持基準の適合に向けた取組の検討を進めております。現時点で、具体的な取組内容と実施時期については未定ですが、開示すべき事項を決定した際には速やかに開示いたします。

以 上